

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（966））
2. 日 時：平成30年5月21日 13時30分～15時00分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

村上主任安全審査官、田尻安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他3名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループ 副長 他1名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、本日の提出資料に基づき、発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書】

- 高速回転機器の損壊による飛散物の評価について、新基準において新たに評価対象になったものの他に、これまで設計上考慮されていた高速回転機器を網羅的に示し、非常調速装置の設置等の対策がなされていることを示すこと。
- 内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する配管の破損による飛散物の評価について、防護対象の考え方の設置許可の方針との整合性を説明すること。
- 内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する配管の評価対象範囲について、地震動が変更されていることを考慮し、新基準において拡大された原子炉冷却材バウンダリ以外の配管の評価について説明すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書 補足-100-1